

禁止行為の内容と罰則など

区域	項目	内容	場所	罰則
市内全域	禁止行為	・空き缶や吸い殻などのポイ捨て ・落書き ・不法焼却 ・回収容器の不適正な管理	屋外	5万円以下の過料
		・飼い犬のふんの放置 ・飼い犬の放し飼い	屋外の公共の場所※	
喫煙制限区域 (三原・本郷地域) ※下図の斜線の部分。	禁止行為	・設置を許可した灰皿のある場所以外での喫煙 ※携帯用灰皿を持つての喫煙も禁止です。	屋外の公共の場所※	2万円以下の過料

※屋外の公共の場所とは、国や地方公共団体が管理する道路、公園、広場など公共的な場所のことです。

喫煙制限区域

三原地域

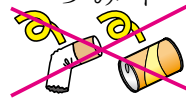
本郷地域

問い合わせ先 環境政策課 (☎0848⑦6194 ⑩0848⑦6199)

10月1日スタート きれいな三原まちづくり条例

今月1日から、市内全域で、空き缶や吸い殻のポイ捨て、落書き、飼い犬のふんの放置などが禁止になります。また、一部の区域で、歩きながらの喫煙も禁止となります。禁止行為には罰則も設けられています。

一人ひとりがマナーを守り、きれいで住み良いまちをみんなできりましょう。



今後の取り組み

- ▼市内一斉の間口清掃：毎月「0」の付く日を間口清掃日とし、市内一斉の清掃活動と呼びかけます。
- ▼巡視パトロール：条例の周知啓発と禁止行為防止の呼びかけを行います。
- ▼表彰制度(来年度から)：環境美化・保護活動に貢献した人や団体を表彰します。

三原城跡発掘調査 現地説明会と出土品の展示

8月から行なっている三原城跡の発掘調査について、現地でも成果を報告します。

とき 10月29日(土) 13時30分～

ところ 三原城跡発掘調査現場(JR三原駅北側濠沿い)

※雨天の場合は、サン・シープラザで説明会のみ実施。

内容 発掘成果の報告、出土品の展示

参加費 無料

駐車場 三原駅前市民広場(無料)

※できるだけ公共交通機関を利用してください。

申し込み 21日(金)(必着)までに、はがき、ファクス、または電話で生涯学習課(〒723-0015 一町二丁目3番1号 ☎0848④2137 ⑩0848④0137)へ

申請が必要です! 10月から子ども手当が 変わります

10月分からの子ども手当を受け取るためには、新たに申請する必要があります。

今月中に申請案内を送付します。

※公務員の人は、勤務先に申請してください。

支給対象 0歳から中学校修了までの子どもを養育している人(これまでと変わります)

- 支給月額(子ども一人当たり)
- ▼3歳未満 15,000円
 - ▼3歳～小学校修了前の第1・2子 10,000円
 - ▼3歳～小学校修了前の第3子以降 15,000円
 - ▼中学生 10,000円
- 問い合わせ先 子育て支援課 (☎0848⑥6045)

